

○財務省告示第十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成二十一年十二月  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七十三回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七條  
の法律及びその

三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入札





十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十一年十二月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に